

中津川市における自治体システム標準化・共通化に係る

情報提供依頼（RFI）実施要領

令和5年10月24日

中津川市 総務部 DX推進課

1. 情報提供依頼の背景・目的

国は令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、全国の自治体に対して基幹20業務のシステムを国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という）に移行することを求めています。

中津川市でも、法に基づいて基幹20業務の標準準拠システムへの移行に向けて対応を進めているところであり、今後の標準準拠システムへの移行の検討材料とすることを目的として情報提供依頼（RFI）を実施します。

2. 前提条件

- ①短期間かつ大規模なシステムの移行となるため、市民サービスを確実かつ安定的に提供できることを最優先として、標準準拠システムへ円滑に移行することを予定しています。
- ②標準化の対象となる基幹20業務全てを、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行する予定です。
- ③中津川市の標準化の対象となる基幹業務システムは、別紙「対象業務及び現行システム一覧」のとおりです。

3. 情報提供依頼のスケジュール

- ①情報提供受付期限
令和5年11月8日（水）17時
- ②質問票受付期限
令和5年10月31日（火）17時
- ③質問事項回答期日
令和5年11月2日（木）

4. 情報提供依頼の内容（確認事項）

- ①中津川市に対する令和7年度末までの標準準拠システムの提供の可否
- ②提供可能な場合のシステムの提供可能時期

5. 回答方法

項目8「問合せ先及び回答票・質問票の提出先」に記載のメールアドレス宛に以下の件名で回答票を送付してください。

- ①メール件名：「【貴社名】回答票送付_中津川市システム標準化・共通化 RFI」
- ②添付：「【貴社名】回答票」

6. 質問方法

項目8「問合せ先及び回答票・質問票の提出先」に記載のメールアドレス宛に以下の件名で質問票を送付してください。

- ①メール件名：「【貴社名】質問票送付_中津川市システム標準化・共通化 RFI」
- ②添付：「【貴社名】質問票」

7. 注意事項

- ①本情報提供依頼は、標準準拠システムへの移行の情報収集を目的としており、調達及び契約を保証するものではありません。
- ②提供いただいた情報は、目的の範囲内で、中津川市でのみ取り扱います。
- ③本情報提供依頼に係る一切の費用は、情報提供者の負担とします。
- ④提供いただいた情報等は返却しません。
- ⑤情報提供者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。

8. 問合せ先及び回答票・質問票の提出先

中津川市 総務部 DX推進課

担当者：田口、楯

電話番号：0573-66-1111

メール：itsystem@city.nakatsugawa.lg.jp

別紙 対象業務及び現行システム一覧

No.	業務名	現行のシステム	現行のシステムベンダ
1	住民基本台帳	総合行政情報システム 【クラウド】	(一財)岐阜県市町村行政 情報センター
2	印鑑登録		
3	選挙人名簿管理		
4	固定資産税		
5	個人住民税		
6	法人住民税		
7	軽自動車税		
8	国民健康保険		
9	国民年金		
10	後期高齢者医療		
11	児童手当		
12	就学		
13	児童扶養手当		
14	子ども・子育て支援		
15	介護保険		
16	生活保護	生活保護システム 【オンプレミス】	北日本コンピューターサ ービス(株)
17	健康管理	健康かるて 【クラウド】	(一財)岐阜県市町村行政 情報センター
18	戸籍	戸籍総合システム・ブックレス 【オンプレミス】	富士フィルムシステムサ ービス(株)
19	戸籍附票		
20	障害者福祉	総合行政情報システム 【クラウド】 (身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、補装 具、自立支援医療、国制度手当、 特別児童扶養手当)	(一財)岐阜県市町村行政 情報センター
		障害福祉サービス支給管理台 帳作成システム 【オンプレミス】 (障害福祉サービス等)	(株) ニック